# 処 分 基 準

平成21年2月26日作成

法 令 名 : 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項 : 第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項

処分の概要:自動車の使用制限命令

原権者(委任先) : 徳島県公安委員会

法 令 の 定 め :

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第1項(自動車の使用者の義務等)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6(自動車の使用の制限の基準)

処 分 基 準 : 別添のとおり

問 い 合 わ せ 先 : 徳島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 088-622-3101

内線 5124:5125

備 考:

#### 別添

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

#### 1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる ものとする。

## (1) 下命・容認に係る使用制限

法第75条第2項の規定に基づき、徳島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

#### (2) 処分対象行為

自動車運転代行業の適正化に関する法律施行令4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6第1号及び第2号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車運転代行業者等の違反行為をいう。

#### (3) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

- ア 自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去1年以内に、自動車運転代行業の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第117条の2第4号若しくは第5号、法第117条の2の2第6号若しくは第7号まで、法第117の4第3号、法第118条第1項第4号若しくは第5号、法第119条第1項第11号、又は法第119条の2第1項第3号の違反行為をした者であること。
- イ 自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が、自動車運転代行業の適 正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法 施行令第26条の6第1号の表の下欄、又は第2号の表の中欄に掲げる違反行 為(随伴用自動車の運転者については、道路交通法第118条第1項第2号若 しくは第7号又は第119条第1項第3号の2の違反行為に限る。)をし、よ って交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊し たこと。

#### (4) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

### (5) 処分前歴

自動車運転代行業者が、その自動車運転代行業の用に供される自動車の運転について、過去1年以内に、自動車運転代行業の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項又は第75条の2第1項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。

#### 2 期間の計算

- (1) 下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。
- (2) 令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年 以内にあるものについて計算するものとする。

また、1年間は、365日とするものとする。

- 3 下命・容認に係る使用制限の処分量定の基準
- (1) 処分量定の基準

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

(2) 処分対象行為等に付する基礎点数

ア 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。

- イ 処分事情に付する点数
  - (ア) 処分事情のうち、前記1(3)アに掲げる事情については、別表1に掲げる点数を付するものとする。
  - (4) 処分事情のうち、前記1(3) イに掲げる事情については、別表2に掲げる点数を付するものとする。
  - (ウ) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記1(3)アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。

(3) 処分量定の方法

ア 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為 及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

## イ 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うもの とし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。

## (4) 政令で定める基準との関係

前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6第1号及び第2号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限をもって処分期間とする。

別表1 処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

		区				分			点	数
酒	酔			V	運			転	3	6点
麻		薬		等	運			転	3	6点
無		免		許	運			転	2	6点
無	資		格		運		転	1	6 点	
酒	気		帯	帯び		運		転	1	6点
過	労		運		ŧ	転		等	1	6点
速			度	超	迢 過		過		6 点	
放	置		駐車			違		反		6点
<del>花</del> #\	物重量制	≟I ∏⊟.	10割以上						6 点	
超	勿里里巾	過	5割以上10割未満						4点	
	5割未満						2点			
積	載	物	大き	さ	制	限	超	過		2点
積	載	方	法	制	限		超	過		2点

別表2 交通事故に付する点数

	交通事故	点	数		
死	亡	事	故	4 (	) 点
傷者の治療	•	月以上`	故に係る負 であるもの	3 (	) 点
傷者の治療	療期間が3	0 日以	故に係る負 上3月未満 するものを	2	0点
傷者の治療	文のうち、 療期間が3 章害が存す 物 損 む	1	0点		

別表3 処分期間の量定

区分点数	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回以上
6~10点		20日	40日	60日
11~15点	10日	30日	50日	70日
16~20点	20日	40日	60日	80日
21~25点	30日	50日	70日	90日
26~30点	40日	60日	80日	100日
31~35点	50日	70日	90日	110日
36~40点	60日	80日	100日	120日
41~45点	70日	90日	110日	130日
46~50点	80日	100日	120日	140日
51~55点	90日	110日	130日	150日
56~60点	100月	120日	140日	160日
61~65点	110日	130日	150日	170日
66点以上	120日	140日	160日	180日